

## 日本生物学的精神医学会 国際学会発表奨励賞規程

### (総則)

第1条 日本生物学的精神医学会（以下、本学会という。）は、若手研究者の国際学会での優れた発表を奨励し、もって生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、国際学会発表奨励賞（以下、本賞という）を設置する。

### (対象)

第2条 本賞の受賞者は、当該年度の4月から翌年3月までの間に開催される国際学会における、将来性のある優れた研究の筆頭発表者で、応募時に精神科医師の場合は精神科専門研修開始後10年以内、基礎医学を専門とする医師や医学部以外の場合は博士課程入学後または修士課程修了後（博士課程に進学しない場合）7年以内で、かつ本学会会員歴が1年以上の本学会会員とし、原則として年5名程度とする。

### (公募)

第3条 公募は原則として年1回、本学会評議員に推薦を募る形で実施する。

2 公募は、当該年度4月から翌年3月の間に開催される国際学会に参加する者を対象とする。

### (選考)

第4条 本賞の選考には、学術賞選考委員会がこれにあたる。

2 選考対象者と同一講座（大学以外の機関ではこれに準ずる部局）に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。

3 委員長は受賞者を決定し、該当者なしの場合も含めて選考結果を理事長に報告する。

4 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。

### (表彰)

第5条 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授与することとする。

### 附則

本規程は1999年4月22日より施行する。

本規程は2013年11月27日より施行する。

本規程は2017年 9月28日より施行する。

本規程は2018年 9月6日より施行する。